

令和8年度 第5回 清里区地域協議会次第

日時：令和8年9月24日（木）

午後6時30分から

会場：清里コミュニティプラザ

3階 多目的ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 報告事項

- ・地域にぎわい事業補助金の評価及び地域ビジョンの作成等について … 資料1、資料2、資料3

5 自主的な審議

- ・坊ヶ池周辺の資源（自然や施設）を活用した地域の活性化について
- ・子育て世帯、高齢者世帯が安全で安心して暮らせる環境の整備について

6 その他

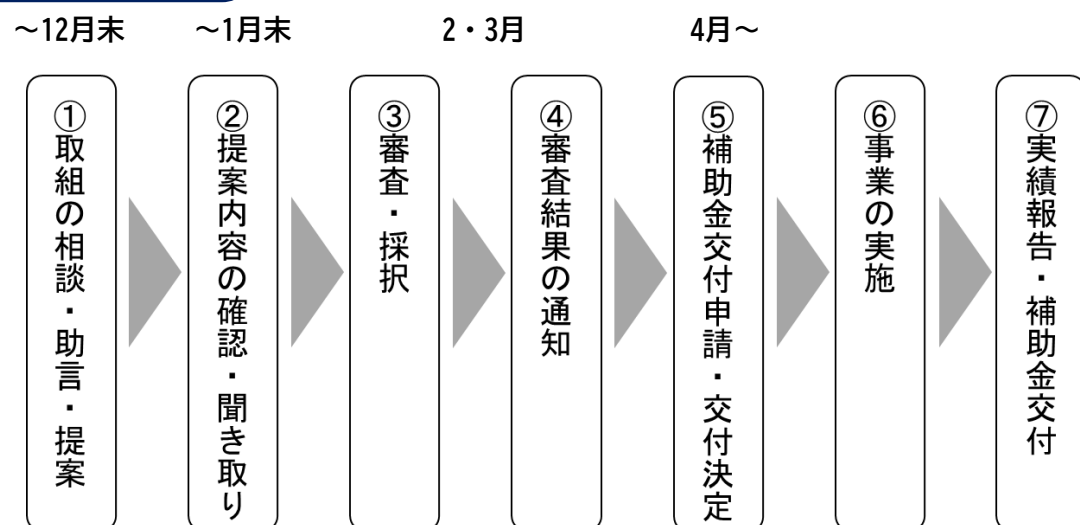
- ・清里区まちづくり関係機関連絡会議の実施について … 資料4
- ・“今から備えたい”『遺言・相続』のお話について … 資料5
- ・令和8年度 第6回清里区地域協議会の開催（案）について

日時：令和8年10月22日（木）午後6時30分から

会場：清里コミュニティプラザ 3階 多目的ホール

7 閉 会

事業実施の流れ



提案・問合せ先

地域自治区	事務所	電話番号等	地域自治区	事務所	電話番号等
高田区	南部まちづくりセンター	雁木通りプラザ2階 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp	安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
金谷区			浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
三郷区			大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
和田区			牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
新道区	中部まちづくりセンター	市役所木田第二庁舎2階 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp	柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
春日区			大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
諏訪区			頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
津有区			吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
高土区	北部まちづくりセンター	レインボーセンター2階 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp	中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
直江津区			板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
有田区			清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
八千浦区			三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
保倉区			名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp
北諏訪区					
谷浜・桑取区					



令和8年8月発行

上越市総合政策部地域政策課
TEL (025) 520-5672
MAIL chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp



詳しくは
こちらの
ホームページから

資料 1

上越市 地域にぎわい事業補助金 2027年度

事業概要

市では、持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動に対し、補助金を交付します。

募集期間

令和8年9月1日（火）～12月28日（月）必着

※内容に応じて活動内容への助言や提案をさせていただくため、お早めのご相談をお願いします。

補助額

活動に必要な補助対象経費から、参加費等の活動実施に伴う収入を差し引いた額

※審査の結果、不採択となる場合があります。

※活動ごとの上限額はありますが、各地域自治区の上限額は超過できません。

補助率

10/10以内（千円未満切り捨て）

※提案状況や地域協議会での評価等によっては、10/10を下回る場合があります。

対象者

5人以上の構成員等で、市の区域内で活動する法人及び団体

※政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする法人又は団体を除きます。

制度の概要については、次ページ以降をご覧ください。
ご不明な点があれば、まずはお気軽にご相談ください。



1 趣旨・対象とする活動

持続可能な地域づくりに向けた地域自治を推進

上越市では、市内全域に28の地域自治区を設置し、地域自治によるまちづくりを進めてきました。昨今、人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える様々な担い手や資源が減少していますが、このような中であっても、将来に希望を持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政による全市的な活動はもちろんのこと、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動がますます重要になると考えています。

各区には、まちづくりを進める上での様々な強みがあります。顔の見える信頼関係、小回りの利く柔軟な対応力、分野を横断する総合的な視点、地域への愛着と誇り、そして地域ならではの特徴やブランド力など、それぞれの強みを発揮し、ぜひ地域の皆さんで知恵を出し合っていただき、力を合わせながら、笑顔と活気があふれる「にぎわい」のあるまちづくりを進めていただきたいと思います。そして、こうした地区同士での切磋琢磨が行われることによって、上越市全体の魅力や活力が高まっていくことにも期待するものです。

このような動きを後押しするため、これまでの「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の実績を踏まえた新たな財源支援制度として、令和9年度から「地域にぎわい事業」を実施します。

各区の地域ビジョンの実現に向けた地域活動を募集

各区の地域協議会には、地域のありたい姿、解決したい地域課題、大切にしたい地域資源や活動などを掲げた「地域ビジョン」の策定を依頼します。そして、地域ビジョンを実現するための地域活動を住民の皆さんから募集します。

ただし、令和9年度については、地域協議会で作成済みの「地域活性化の方向性」に適合する活動や地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしい活動も対象とします。

一例として、次のような活動が考えられます。

- ・ 地域ぐるみの教育・福祉活動（子育て・学習支援、送迎・宅配、見守り、介護予防など）
- ・ 町内会など地域コミュニティ活動の支援（清掃活動、除雪ボランティアなど）
- ・ 特産品の開発や販売促進、地産地消の推進による地域経済の活性化
- ・ 移住・定住の促進や関係人口の創出（地区の情報発信、空き家の活用促進、まちなみ・景観保全、交流イベントの実施など）
- ・ 地区内の集いの場づくり



2 対象としない活動

以下の活動については、本補助金の対象外とします。

- 新たな公の施設や市道などのインフラ整備や市が管理している施設の整備・修繕
- 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う活動
- 単なる備品の購入・設備の設置、視察旅行など、地域の活動が伴わない活動
- 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す活動
- 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする活動、公序良俗に反する活動
- 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する活動

3 対象としない経費

以下の経費については、本補助金の対象外とします。

- 社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費（交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費など）
- 専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費（団体等の総会や役員会、活動実施に向けた企画会議や打合せに係る人件費、旅費など）
- 活動による直接的な受益が提案者や参加者等の特定個人に限定される経費（個人が所有する物品や備品等の購入・修繕、教室・大会等の開催や参加に係る経費など）
- その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

4 活動の提案

- 実施したい活動のある方は、活動を予定する地域自治区の総合事務所・まちづくりセンターへの訪問、電話、郵送、メールなどによりご相談ください。
- 提案内容については、必要に応じて総合事務所・まちづくりセンターから助言や提案を行います。その後、事業提案書などの必要書類を募集期間内に提出いただきます。
- 必要な書類は、市のホームページに掲載しているほか、総合事務所・まちづくりセンターからご案内しますので、まずはお気軽にご相談ください。

5 活動の審査

- 審査は書面にて行います。必要に応じて、総合事務所・まちづくりセンターの職員が提案者へ内容の聞き取りを行います。
- 各地域協議会では、以下の評価基準に基づき、活動の評価を行います。
 - ① 地域ビジョンへの適合性（令和9年度は「地域活性化の方向性に適合しているか」、「地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしいか」という視点で評価）
 - ② 地域への貢献度
 - ③ 多様な主体の参画度
 - ④ 活動の実現性・効率性
 - ⑤ 将来への発展性・期待度
- 市は、この評価結果と各区の上限額（下表）を踏まえ、採択する活動を決定します。（単位：万円）

区	上限額	区	上限額	区	上限額	区	上限額
高田区	1,240	和田区	630	谷浜・桑取区	490	頸城区	1,220
新道区	730	高土区	480	安塚区	1,170	吉川区	550
金谷区	850	直江津区	1,060	浦川原区	530	中郷区	680
春日区	1,120	有田区	910	大島区	480	板倉区	930
諏訪区	470	八千浦区	550	牧区	510	清里区	520
津有区	590	保倉区	510	柿崎区	870	三和区	660
三郷区	490	北諏訪区	490	大潟区	720	名立区	550

※総額1.8億円を基礎とし、7割を均等割、3割を人口割として算出しています。また、令和9年度に限り、令和8年度の地域独自の予算事業の提案額を踏まえ、一部の区には一定割合の金額を加算し、総額2億円としています。

※金額の最終決定は、市の令和9年度予算成立後となります。

6 活動の公表・評価

- 活動内容や実施結果は、市ホームページでの紹介、成果報告会の開催、事例集の作成などを通じて、市民の皆さんに広くお知らせする予定です。
- 本事業の成果は定期的に検証し、必要に応じて今後の公費支出の可否や補助制度の在り方を見直します。



令和 8 年 9 月 24 日

(宛先) 清里区地域協議会

会長 松永 誠一 様

上越市長 小菅 淳一

(総合政策部地域政策課)

上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の評価について（依頼）

当市では、地域活動への支援としてこれまで実施してきた「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の 2 つの制度の成果と課題を検証し、地域自治の趣旨やそれぞれの制度の良い点などを考慮しながら、地域協議会委員の皆様からのご意見を踏まえ、財源支援の仕組みを検討してきました。

この度、人口減少・少子高齢化の進行により、地域を支える担い手や資源が縮小する中、行政による全市的な活動はもとより、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動を更に実現することで、将来に希望の持てる持続可能な地域づくりを推進することを目指し、「地域にぎわい事業補助金」を創設しました。

当該補助金を活用し実施する地域活動の採択に当たっては、このような趣旨や地域住民の生活実感を踏まえ、地域にとって真に必要な提案事業を採択したいと考えております。

各区の地域協議会におかれましては、日頃から地域の現状・課題の把握に努め、地域の将来像やその実現に必要な取組等について議論を深めておられることから、同協議会の意見を踏まえた市の事業選定や地域活動の実現につなげていくため、提案事業の評価をお願いいたします。

記**1 評価の概要****(1) 評価方法**

提案団体から提出された事業提案書を踏まえ、所定の基準に基づいて評価をお願いします。

(2) 評価基準

評価は、次の 5 項目に基づき行うものとします。

① 地域ビジョンへの適合性

※令和 9 年度については、各地域協議会が作成した「地域活性化の方向性」や、今後地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしいかという観点を含めて評価をお願いします。

なお、地域ビジョンの策定については、別途、各地域協議会に依頼します。

② 地域への貢献度**③ 多様な主体の参画度****④ 活動の実現性・効率性****⑤ 将来への発展性・期待度**

次項あり

(3) 評価結果の取扱い

評価いただいた結果と各区の上限額を踏まえ、市が採択する事業を決定します。

2 スケジュール

令和8年12月28日（月）	提案事業募集締切
令和9年1月	事務局にて提案内容の検収・とりまとめ作業等
令和9年2月～3月	各地域協議会にて評価
令和9年3月末	各提案団体へ採択通知書の送付・連絡
令和9年4月以降	各提案団体による申請手続き、事業実施、実績報告等

【問合せ先】

清里区総合事務所 総務・地域振興グループ
地域振興班（近藤、小川）

TEL 025-528-3111（内線 225）Fax025-528-3114

メール kiyosato-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

【制度全般について】

総合政策部地域政策課自治推進係

TEL 025-520-5672

令和 8 年 9 月 24 日

(宛先) 清里区地域協議会

会長 松永 誠一 様

上越市長 小菅 淳一

(総合政策部地域政策課)

地域ビジョンの作成について (依頼)

人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える担い手が減少する中であっても、将来に希望を持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動がますます大切になると考えています。

地域の様々な主体が連携し、各区固有の地域課題に対応していくためには、地域全体で目指す方向性を共有する指針の存在が重要と考えます。この指針は、課題解決に向けた取組の整理や実施のよりどころとなるとともに、地域の取組を次世代へ継承し、将来の担い手を考える上でも有意義なものと捉えています。

つきましては、これまで各地域協議会で作成された「地域活性化の方向性」を基に、新たな地域づくりの指針となる「地域ビジョン」の作成をお願いします。

1 主な用途

地域ビジョンは、次に掲げる取組等において活用されることを想定しています。

- ・地域協議会における自主的な審議のテーマ設定及び審議成果の明文化
- ・「上越市地域にぎわい事業補助金」における提案事業の検討及び評価
- ・地域運営組織の在り方の検討
- ・その他、地域における課題解決に向けた取組の整理及び実施

2 地域ビジョンの構成

- ・地域ビジョンは、以下の 3 項目を必須とします。

項目	内容
目指す地域像 (地域のありたい姿)	・自分たちの地域をどうしていくか、どうなるとよいかについて話し合い、課題解決のための目標を設定する。
地域の現状 (特徴・魅力・課題)	・地域の現状及び課題を把握し、地域が有する特徴や魅力 (地域資源、産業、観光、子育て、社会教育、福祉など) の観点から整理する。 ※必ずしも網羅的に整理する必要はありません。地域として力を入れていきたい重要な分野に絞っていただくことも可能です。
対応方針 (項目ごとの対応)	・各区の特徴を踏まえ、地域の活性化につながる観点から、地域の現状 (特徴・魅力・課題) に対する対応方針を整理する。

次項あり

※留意事項

- ・必要に応じて、上記３項目以外にも記載することは可能です。
- ・各地域協議会の自主的審議のテーマ設定や意見書の内容を制限するものではありません。
- ・他の団体等が作成した既存の地域の計画等（まちづくり計画、農業振興に関する計画等）における活動を妨げるものではありません。
- ・地域ならではの視点による内容の作成は可能ですが、市全体の方針と合致しない取組等は、市の支援対象とならない場合があります。

3 作成（更新）手順

- (1) 各地域協議会において作成手順を検討し、令和９年７月までに作成してください。
 - ・地域ビジョンの策定に当たり、関係する地域の団体に意見を聞くことは差し支えありません。
 - ・地域ビジョンは市から地域協議会へ作成を依頼するものであることから、地域にぎわい事業補助金等を活用し、専門家へ作成業務を委託することはできません。
- (2) 既に地域で策定されている類似の計画等がある場合は、地域協議会委員の負担軽減や作業の簡素化、地域全体で進むべき方向性を共有するという趣旨を踏まえ、類似計画を十分に活用し、実質的に一本化していく対応を推奨します。
 - ・これまでの自主的審議事項や地域で策定済みの各種方針（地域福祉活動計画等）を取り入れること、地域の団体と連携しワークショップ形式で意見を集約することも可能です。
 - ・地域で作成済の方針（地域福祉活動計画等）を参考に取り入れる場合には、策定元の団体等にあらかじめ許可を得る必要があります。
 - ・相互に協力して取り組むことで効果的に推進できる事項については、積極的な連携を図ることが理想です。
- (3) 地域ビジョン策定以降、必要に応じて毎年度、見直しを行っていただくことも可能です。

4 作成・運用スケジュール

地域ビジョンの作成及び運用に係る直近のスケジュールは、以下のとおりとします。

時期	内容
令和８年９月～令和９年７月	地域協議会において地域ビジョンを作成
令和９年８月～令和９年１２月	市ホームページで地域ビジョンを公開 令和１０年度上越市地域にぎわい事業補助金の提案募集開始
令和１０年２月以降	地域協議会において令和１０年度上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の適合確認に活用

5 その他

既存の「地域活性化の方向性」は、「地域ビジョン」の作成をもって廃止するものとします。

【問合せ先】

清里区総合事務所 総務・地域振興グループ
地域振興班（近藤、小川）
TEL 025-528-3111（内線 225） Fax025-528-3114
メール kiyosato-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

【制度全般について】

総合政策部地域政策課自治推進係
TEL 025-520-5672

清里区まちづくり関係機関 連絡会議の実施について

清里区総合事務所

清里区には、まちづくり、福祉、産業（農業）等、 各分野にわたる多くの団体が存在

増加する需要に対して、限られた資源の中で、暮らしを支える機能を維持するという課題に対応していくためには、人材確保や業務の効率化を図る必要がある。

【連絡会議の開催】

- ・ 各団体が互いの業務や活動を知り、好事例の共有や重複する業務の集約など、課題解決のヒントを得る機会となるよう、情報交換・意見交換を行う場を設定
- ・ 市の職員配置において、地元精通した職員を確保できず、今後も清里区以外の地区出身者の割合が増加する見込み。
職員が地域の様々な分野について知る機会を確保

2 連絡会議の概要

名称	主な業務内容
清里まちづくり振興会	地域活性化イベント開催、情報発信、くしりんバス（互助バス）運行
清里区住民福祉会	地域支え合い事業、買い物支援
社会福祉協議会 清里支所	ふれあいいきいきサロン、地域懇談会事業
櫛池農業振興会	生産振興、農地の有効活用、都市交流、小規模・高齢者集落への連携支援
清里区地域協議会	地域課題や地域活性化に係る自主的審議、諮問に対する答申
清里区総合事務所	総務・地域振興G、市民生活・福祉G、教育・文化G（公民館、星のふるさと館）

- ・ 内 容 情報交換、課題認識（共有）
- ・ 時期・頻度 各団体の繁忙期を避け、年3回程度（6・10・2月）
- ・ 会 場 原則として清里区総合事務所会議室

【第1回】

日時 令和8年9月29日(火)午前10時から 1時間程度

会場 清里区総合事務所3階 第3会議室

- 内容
- ・ 情報交換・・・(資料1)年間スケジュール
各団体の概要、年間の主な業務及びスケジュールを紹介
 - ・ 課題認識
業務上の課題や負担、その対策について意見交換

【第2回】

日時 令和9年2～3月の間 1時間程度

- 内容
- ・ 情報交換(R9スケジュール)
 - ・ 課題認識(R8振り返り、新年度の新規取組 など)

回 覧

“今から備えたい”

相 続

『遺言・相続』のお話

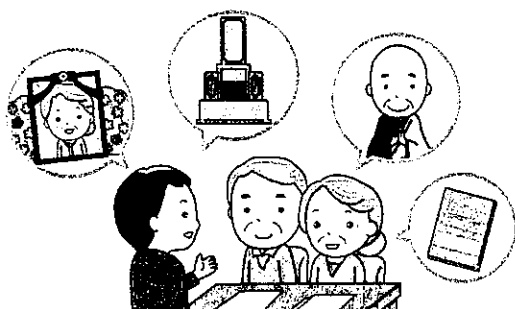
「遺言」や「相続」なんて、あまり考えたくないもの!と、思っていませんか?…しかし、少子高齢化社会の現代では、避けては通れない重要な課題となっていることから、次により講演会を行います。

難しいイメージのこの課題を、専門家から分かりやすくお話しいたします。
どうぞ、気楽な気持ちでご参加ください!

- 1 日 時 令和8年10月16日(金)午後2時～4時
- 2 場 所 清里コミュニティラザ(多目的ホール)
- 3 内 容 土地や建物・その他の財産相続やその
仕組みと実情についてのお話です。

★講師：『NPO 法人 ゆかり相続サポート上越』

- 4 募集人員 70～80人
- 5 主 催 NPO 法人 清里まちづくり振興会
- 6 後 援 清里区地域協議会
- 7 申込方法 下記連絡先へ、電話・FAX・メール等で
申し込みください。 ※定員になり次第締切ります



連絡先：清里まちづくり振興会

電話:025-529-1218 FAX:025-529-1236

✉:kiyosato-matisin-1006@cream.plala.or.jp